

 市 章	大津市公報	令 和 6 年 5 月 31 日 号 外 （第 40 号）
		発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次	
○ 規 則	
46 大津市グラウンド・ゴルフ場条例の施行期日を定める規則……………	1
47 大津市グラウンド・ゴルフ場の管理運営に関する規則……………	1
48 大津市行政組織規則の一部を改正する規則……………	2

規 則

大津市グラウンド・ゴルフ場条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年5月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第46号

大津市グラウンド・ゴルフ場条例の施行期日を定める規則

大津市グラウンド・ゴルフ場条例（令和5年条例第50号）の施行期日は、令和6年6月3日とする。

大津市グラウンド・ゴルフ場の管理運営に関する規則を公布する。

令和6年5月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第47号

大津市グラウンド・ゴルフ場の管理運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市グラウンド・ゴルフ場条例（令和5年条例第50号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、大津市グラウンド・ゴルフ場（以下「グラウンド・ゴルフ場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（休場日）

第2条 グラウンド・ゴルフ場の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 水曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

（専用使用の申請及び許可）

第3条 条例第4条第1項の規定によりグラウンド・ゴルフ場の専用使用（以下「専用使用」という。）の許可を受けようとする者は、グラウンド・ゴルフ場専用使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による専用使用の許可の申請があった場合は、これを審査の上その可否を決定し、許可をするときは、グラウンド・ゴルフ場専用使用許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（専用使用の許可を受けた事項の変更等）

第4条 専用使用の許可を受けた者（次項において「専用使用者」という。）が、グラウンド・ゴルフ場の専用使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 専用使用者は、グラウンド・ゴルフ場の専用使用を取りやめるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和6年6月3日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

グラウンド・ゴルフ場専用使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 名 称
所 在 地
代表者名
電話番号

グラウンド・ゴルフ場を専用使用したいので、大津市グラウンド・ゴルフ場条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

催 事 の 名 称			
使用期日及び時間	年 月 日 (曜日) 時から 時まで		
使 用 コ ー ス			
使 用 予 定 人 数	人	使用責任者名	(氏名)
			(電話)
入 場 料 等 の 有 無	☐ 有料 (円)		☐ 無料
使 用 料	円		
(内 訳)	基本料金	円	
	減 免 額	△ 円	
備 考			

様式第2号(第3条関係)

グラウンド・ゴルフ場専用使用許可書

年 月 日

申請者 名称
所在地
代表者名
電話番号

グラウンド・ゴルフ場の専用使用について、次のとおり許可します。

大津市長

印

催 事 の 名 称			
使用期日及び時間		年 月 日 (曜日) 時から 時まで	
使 用 コ ー ス			
使 用 予 定 人 数	人	使用責任者名	(氏名)
			(電話)
入 場 料 等 の 有 無		☐ 有料 (円)	☐ 無料
使 用 料		円	
(内 訳)	基本料金	円	
	減 免 額	△ 円	
備 考			

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第48号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項市民部の表スポーツ課管理系の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) グラウンド・ゴルフ場の管理運営に関すること。

附 則

この規則は、令和6年6月3日から施行する。